## 加圧防排煙設備に関する Q&A

2013.04 現在

「消防用設備等に係る執務資料の送付について(平成 25 年 3 月 18 日付け消防庁 予防課事務連絡)」より抜粋

質問 回答 排煙設備に代えて用いることができる必要とさ 差し支えない。 れる防火安全性能を有する消防の用に供する設備 なお、加圧防排煙設備に係る 等である加圧防排煙設備については、「排煙設備に 技術上の基準について、(財)日 本消防設備安全センターより 代えて用いることができる必要とされる防火安全 性能を有する消防の用に供する設備等に関する省 「加圧防排煙設備の設計・審査 令」(平成21年総務省令第88号)及び「加圧防排 に係る運用ガイドライン」 煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平 (http://www.fesc.or.jp/04/p 成 21 年消防庁告示第 16 号) においてその設置及 df/quideline-1212.pdf)が示さ び維持に関する技術上の基準が規定されていると れているので、参考とされたい。 ころであるが、これらの技術上の基準の全部又は一 部に適合しない場合に、同等の防火安全性能を有す ることが確認されれば、消防法施行令第32条を適 用すること、又は特殊消防用設備等として総務大臣 の認定を受けることにより、排煙設備の代替として 当該設備を設置することは可能と考えてよいか。

| No | 質問   | 回答  |  |
|----|--|---|--|
|    |  |   |  |
| 1  | 加圧防排煙設備のメリット、<br>デメリットについて知りたい。  | メリットは、拠点に煙が入らない、盛期火災でも停止しない、ダクトスペースの低減が可能、一般室の排煙設備仕様の低減が可能など、でしょう。<br>デメリットは、設計者が判断することだと思いますが、避難階であっても50m以内毎に拠点が必要なことなど、が考えられます。<br>(資料6,実際の事例を参照) |  |
| 2  | 建築基準法と消防法との相違点<br>については、どうようにすれば良<br>いのですか?  | 両方の規定を満足するようにしなければなり<br>ません。( p.6 の図 1.2 参照)  |  |
| 3  | "防煙垂れ壁"は役割をもたなく<br>なるのですか?   | "防煙垂れ壁"を(例えば 500 ㎡ごと)に設けなくても設計できると言うことです。<br>なお、感知器の早期作動に寄与するなどの効果もありますので、設けた方が良い場合もあります。   |  |
| 4  | 建物の一部(例:駐車場の一部分のみ)に加圧防排煙設備を採用し、その他の部分は一般の機械排煙とすることができますか?                          | 同じ階で異なる排煙方式にすることはできません。(ガイドライン p.28、No.2)   |  |
| 5  | 加圧防排煙設備を設置する階の<br>選択方法はありますか?  | 階毎に異なった方式(例えば、1階付室は機械<br>排煙+自然給気、2階は加圧防排煙防排煙)な<br>ども可能ですが、できれば統一することが望ま<br>しいです。  |  |
| 6  | p.71「防火戸でも中空層があるのは望ましくなく、ロックウールを充填するなどの対策が必要」とありますが、防火戸として認定を受けたものを加工することに問題はないのか? | 平成 12 年建設省告示第 1360 号や同 1369 号に準拠していれば、問題ありません。なお、個別に試験を受けて大臣認定を取得したものは、認定条件の範囲から外れた加工をすることはできません。認定条件を良く確認の上、不明な点は建築主事に相談してください。                    |  |

| No | 質問  | 回答  |  |
|----|---|---|--|
|    | 給気・排煙等に関すること  |   |  |
| 7  | 排煙口の開放や排煙機の起動を、<br>給気機の起動と連動させる時に、<br>留意すべきことがありますか?  | システムによっては、連動が良い場合もあります。<br>ただし、機械排煙を稼動させた室の負圧が過大<br>になり、扉の開放障害を生じさせないための注<br>意が必要です。  |  |
| 8  | p.31 一番下の図「A」と「B」の間仕切に対して防火区画の表記となっているが、告示第16号第3(三)で準耐火構造であることとなっていますが。                         | 告示は、緩和される場所(室)の構造を示しているもので、p.31 の図は、その適用を受け、かつ、防火区画されていることを示しています。  |  |
| 9  | オペレーター等の手動起動装置<br>を消火活動拠点等に設置して、遠<br>隔操作できるようにしたもの以<br>外の、一般的な「引き違い窓」等<br>は自然排煙の排煙口になるので<br>すか? | 可能です。<br>ただし、「圧力逃し口」を自然方式にする場合<br>は、加圧と連動で開放する必要があります。  |  |
| 10 | p.11 「供給風量は通貨風量の2倍となる」と説明があったが、その理由について教えてほしい。  | p.78 のケーススタディでは 1.8 倍程度でした。<br>実際の現場では、偏流の度合いや隙間量が大き<br>かったりすることもあるので、余裕を持って設<br>計した方が安心、という意味でした。  |  |
| 11 | p.72 給気風量の算定、流量計数 α について、0.7 以外となる場合 はどういった場合か?(空気逃し口の α <sub>p-real</sub> も同様)                 | 0.7 は偏流がない場合の単純開口の値です。<br>壁や扉に沿って風速が速くなったりして、流れ<br>に偏りが生じることも多く、これより大きくな<br>ることもあり、また逆に、制気口、差圧ダンパ<br>ーなどに羽根(VH)等があることで、流量係数が<br>0.7 より小さくなることもあります。 |  |

| No                  | 質問   | 回答  |  |
|---------------------|--|---|--|
| 排気口、ダンパー、ダクト等に関すること |  |   |  |
| 12                  | p.9 の遮煙開口部付近の"圧力調整措置"は防火区画の壁上に設けることになるが、区画貫通部として建築基準法上の扱いはどうなりますか?                                     | 建築基準法上は、常時閉鎖式特定防火設備として判断されることが多いようです。鉄板厚さを1.5mm以上にするなど仕様に注意してください。(加圧防排煙設計マニュアル、pp.34-35、日本建築センター、2011)   |  |
| 13                  | 消火活動拠点の給気口は、天井、<br>壁、床どこでも良いのですか?  | 位置の規定はありません。<br>ただし、遮煙開口部で偏流が生じないような<br>位置が望ましい。  |  |
| 14                  | "空気逃し口"の外部開口部の延<br>焼防止等の措置については、どう<br>なりますか?   | 排煙口ではありませんが、高温の煙が排出される可能性もあるので、自然排煙口に準拠した措置が望ましいです。(消則第30条一木)   |  |
| 15                  | 建築基準法の防火区画を貫通する機械排煙用ダクト・給気ファン用ダクトのダンパーについて教えてほしい。 HFD:建築基準法:OK 加圧防排煙:NO? モーターダンパー: 建築基準法:NO 加圧防排煙:YES? | 機械排煙用ダクト HFD(常時開放、高温で閉鎖): 建築加圧告示=OK、消防加圧告示=NG モーターダンパー(常時閉鎖、火災エリアの み開放): 建築加圧告示=OK、消防加圧告示=OK  加圧用給気ダクト HFD(常時開放、高温で閉鎖): 建築加圧告示=OK <sup>※</sup> 、消防加圧告示=NG モーターダンパー(常時閉鎖、火災エリアの み開放) 建築加圧告示=OK、消防加圧告示=OK  ※)法的には設置可能ですが、性能的には不要 です。「常時閉鎖、火災階の拠点のみ開放」の モーターダンパーがあれば、それにより竪穴区 画が形成されるので、HFDなしでも問題あり ません。 |  |
| 16                  | モーターダンパーやファン起動 停止はどのような設計となりますか?   | 加圧防排煙に係る設備は、連動起動が原則です。  |  |
| 17                  | 排煙をモーターダンパーにて対<br>応する際、区画貫通部にHFDは<br>いらないのか?   |   |  |
| 18                  | モーターダンパーの板厚は<br>t=1.6か?  | 厚さ 1.5mm 以上を推奨します。  |  |